



TIPLO News

2024 年 4 月号(J296)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 台北地方裁判所が商標権侵害のストリートウェア業者に刑罰の判決
- 02 許諾を得ずに 20 ナノルール技術を複製、南亞科技の元エンジニアに懲役 1 年 10 月の判決
- 03 国家発展委員会：2024 年台湾の経済自由度は世界 4 位

台湾ハイテク産業情報

- 01 Tata がパワーチップ（力積電）との提携により インド初の 12 インチウエーハ工場を建設
- 02 聯發科（MediaTek）が輝達（NVIDIA）と提携、Dimensity Auto Cockpit チップセットを公開

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 営業秘密
元会社の営業秘密の技術を現職会社の特許出願の関連文書として使用して元会社の営業秘密を侵害した。

今月のトピックス

J240318Y2

01 台北地方裁判所が商標権侵害のストリートウェア業者に刑罰の判決

ストリートウェア業者の黄〇〇と顔〇〇は共同で、LV 等の著名商標を「ブートレグ (bootleg)」する方法で自社ブランド商品を販売し、2021 年に摘発され、送検されていたが、なお被疑侵害品を販売し続けていた。2023 年、黄〇〇と顔〇〇は商標法違反で起訴されたが、両名は著名商標の「パロディ」であり、消費者を誤認混同させることはないと主張していた。台北地方裁判所は、両名が「便乗行為」により利得を上げたと認定し、それぞれ懲役 6 月、懲役 5 月に処し、いずれも罰金に転換でき、さらに上訴できるとの判決を下した。

判決書によると、黄〇〇は堅仕徳創意設計有限公司 (Gansta Creative Design Co., Ltd.) の代表者であり、LV、Gucci、Chanel 等の著名商標をベースにしてデザインを加え改作して、例えば人間や人形などの図案を衣類、スーツケースなどの商品に用いて、米斯美客有限公司 (MF production co) の代表者である顔〇〇に出荷し、ストリートファッション「MF BY G.C.D.C」の名称で、店舗又はネットショップにて販売していた。

仏ルイ・ヴィトン (Louis Vuitton Malletier) 社は、同社の LV ブランドの商標権が侵害されていると判断し、顔〇〇の「MF 旗艦店」(訳注：旗艦店はフラッグショップの意) とネットショップで商品を購入して証拠を集め、BURBERRY ブランドを経営する英バーバリー (Burberry Limited) 社とそれぞれ告訴を提起し、黄〇〇と顔〇〇が商標を模倣したと主張し、それぞれ鑑定書を補充証拠として提出したほか、同事件に係るその他の企業も追随した。

警察は 2021 年 5 月 11 日、黄〇〇と顔〇〇が共同で経営する場所等において、合計 2543 点の模倣品を押収し、經濟部知的財産局での対比に送られた後、両名が著名商標を改作した文字又は構図のデザイン全体は、消費者に商品の出所が正規品メーカー又は正規品メーカーから使用を許諾された、加盟関係にある業者等であると誤認させるに十分であり、加えて正規品メーカーにも同類の商品があるため、消費者は確実に混同する可能性があるとして認定された。

しかしながら、被告人両名は、「MF」商品の図案は「二次創作」であり、本件 8 社 (商標権者) のブランドとは関係がなく、商標権者の同意を得る必要はなく、しかも両名は著名商標の「パロディ」に対して明確な区分性があり、消費者に誤認混同を生じさせるにはいとらなないと主張した。

裁判官は審理した結果、次の通り判断した：戯謔又は冗談は言語、文化上の等の要素と密接に関連しており、台湾人は外国人の良くあるジョークにどのようなユーモアや笑いどころがあるのかを理解できるとは限らないが、商標が消費者に商品や役務の出所を誤認混同させるか否かは、往々にして見た時「一瞬の反応」であり、よって「パロディ」の判断基準は、消費者がユーモア、諷刺又は批判、嘲笑等の娯楽的な意味を有すると「すぐに察知」できるかであり、原作と明確に識別することとは全く関係ない。

裁判官はさらに次のよう指摘した：本件商品には前述した「パロディ」の特徴が見られず、文化的貢献や社会的価値により商標権保護を犠牲にしなければならないという必要性はなく、逆に両名は著名商標を利用して「便乗」行為を

行い、自らの商品をさらに多く販売することを目的とし、企業が心血を注いで確立した商品イメージが被害を受け、さらには消費者を混同させ、公正な取引秩序を妨げ、わが国の知的財産権保護に関する国際的な評判に影響を及ぼすことを無視している。よって、商標法の商標権侵害等の罪により、黄〇〇を懲役6月に処し、罰金18万新台湾ドルに転換でき、顔〇〇を懲役5月に処し、罰金15万新台湾ドルに転換でき、また本件は上訴できる。(2024年3月)

J240304Y4

02 許諾を得ずに20ナノルール技術を複製、南亞科技の元エンジニアに懲役1年10月の判決

台湾プラスチックグループ傘下旗下のDRAMメーカーである南亞科技股份有限公司(Nanya Technology Corporation、以下「南亞科技」)でシニアエンジニアとして働いていた李智存は、中国の西安紫光国芯半导体有限公司(Xi'an UniC Semiconductors Co., Ltd.)に転職して高い給料を獲得できるように、2016年にパソコンのスクリーンショットにより南亞科技の最新技術である20ナノプロセス技術を複製したとして、最高裁判所は原審の見解を維持し、李被告人が「中国地区での使用を目的として、許諾を得ずに営業秘密を複製した罪」により懲役1年10月の判決を下し、確定した。

李被告人は南亞科技が2016年に米マイクロン社から20ナノプロセス技術を導入すると知り、オンライン訓練課程への参加や休日を利用して、オフィスにおいてパソコン画面をスクリーンショットする方法で、20ナノプロセス関連の書類を複製し印刷して勉強して暗記し、2017年1月17日には中国で紫光会社の面接を受けたが採用されなかった。その後、南亞科技は離職者に対してルーチンのコピー記録検査を行った際に、李被告人が大量にコピーした記録を発見し、詳しく調べた結果、李被告人が20ナノプロセス関連書類をすべて印刷していたことを発見し、すぐに法務部桃園市調査処に通報し、検察の捜査終了後に李被告人を起訴した。

裁判所の審理において、李被告人は、20ナノDRAMウエハプロセスを紹介する(パワーポイントの)スライドをスクリーンショットの方法で保存した後に印刷し、紫光会社のオンライン面接又は中国での面接を受けたことを認めたが、スライドの内容は営業秘密ではなく、印刷した目的は自分で勉強するためだけであったと主張した。

しかし桃園地方裁判所の一審、知的財産及び商事裁判所の二審ではいずれも、関連証拠から李被告人がスクリーンショットした文書にはDRAMの20ナノプロセスの原理、データ、課題、技術、実施及び重要事項等の内容が含まれており、いずれもDRAMウエハ製造に従事する者が容易に知り得るものではなく、しかも生産能力や歩留まり率に対して大きな影響を与え、大きな経済的価値を有することが分かるため、李被告人がスクリーンショットした資料は南亞科技の営業秘密であると認められた。

一、二審では李被告人が許諾を得ずに南亞科技の営業秘密を複製してはならないことを明らかに知りながら、転職の面接のために、大きな経済的価値を有し、且つ企業の存続に係る先端プロセス技術を複製したことを考慮し、さらに李被告人が犯行を否認したことを斟酌して、懲役1年10月に処する判決を下し、最高裁判所は上訴棄却を確定した。(2024年3月)

J240227Y8

J240227Z8

03 国家発展委員会：2024年台湾の経済自由度は世界4位

米国のシンクタンクであるヘリテージ財団（Heritage Foundation）は2024年2月26日に「2024年経済自由度指数（2024 Index of Economic Freedom）」レポートを発表した。184の経済体のうち、台湾はシンガポール、スイス、アイルランドに次いで世界で4位、アジア太平洋地区では2位にランキングされた。アジアの主要国をみると、韓国が14位、日本が38位、中国が151位となっている。

行政院国家発展委員会（以下「国発会」）によると、コロナ禍、インフレ、ロシアによるウクライナ侵攻や中東での軍事衝突などの地政学的な緊張情勢の影響を受けて、各国はいずれも長期的かつ構造的な課題に直面しており、2024年の世界経済自由度指数は平均が58.6ポイントに止まり、2023年の59.3ポイントから後退し、2001年以来の最低水準となっている。その中で、台湾は2024年の総合スコア（overall score）は80ポイントで、2023年の80.7ポイントから0.7ポイント後退したが、3年連続で「自由」（80ポイント以上）という最も高い評価を受けた。

国発会によると、2024年台湾は12項目の指標のうち、7項目が「自由」（100～80ポイント）と評価され、高い順に「司法の効率」（94ポイント）、「政府支出（の少なさ）」（90.5ポイント）、「財政の健全性」（90.3ポイント）、「貿易の自由度」（86.4ポイント）、「ビジネスの自由度」（84.9ポイント）、「財産権（の保護）」（82.2ポイント）、「通貨の自由度」（80.1ポイント）であった。

その中で「司法の効率」は台湾にとってここ4年間にわたり最も優れた指標であり、2020年の70.1ポイントから2024年の94ポイントへ（20ポイント余り）上昇し、司法院による近年の司法効率の改革推進が、国際的に認められたことが分かる。

とくに2022年から2023年にかけて、台湾では多くの法制改革が行われ、「貿易の自由度」（86.4ポイント）、「ビジネスの自由度」（84.9ポイント）、「財産権」（82.2ポイント）など3項目の指標を押し上げた。例えば「21世紀の貿易に関する台米イニシアチブ（U.S.-Taiwan Initiative on 21st Century Trade）」第一段階の協定締結、医薬品特許リンケージ制度導入に伴う専利法の改正、商標登録出願の早期審査導入に伴う商標法の改正、科学技術発展に対応した商品表示の柔軟性向上のための商品表示法の改正、及び企業がスタートアップを買収するのに有利な租税環境のための企業M&A法（原文：企業併購法）の改正などが含まれる。

今回の経済自由度の調査結果に対して、国発会では、今後、政府は世界情勢の発展に注目しつつ、適時に革新技術、レジリエンス戦略及び経済自由化の精神を運用して、臨機応変に対応し、危機を契機に転じて、好意的な投資環境を構築するとともに、企業同士の連携による革新を推進して台湾産業の国際競争力を高めていくと強調している。（2024年2月）

台湾ハイテク産業情報

J240229Y5

01 Tata がパワーチップ（力積電）との提携により インド初の 12 インチ ウェーハ工場を建設

パワーチップ（力晶積成電子製造股份有限公司、Powerchip Semiconductor Manufacturing Corporation、パワーチップ、PSMC と略称する）は 2024 年 2 月 29 日に、Tata Electronics（タタ・エレクトロニクス）会社と提携し、グジャラート州（Gujarat）ドレラ（Dholera）でインド初の 12 インチウェーハ工場を建設し、2024 年に着工する予定であり、将来的に現地で 2 万人以上の雇用機会を創出すると発表した。

消息筋によると、Tata Electronics はインド最大手のタタ・サンズ・グループ（Tata Sons Group）の完全子会社であり、パワーチップの支援を受けて、Tata Electronics は今後ドレラの 12 インチウェーハ工場では電源管理、パネルドライバチップ（power management IC、display drivers）及びマイクロコントローラー、高性能コンピューティングロジックチップ（microcontrollers、high-performance computing logic）を製造し、自動車、コンピューティングとデータストレージ、無線通信及び人工知能など端末アプリケーション市場への参入を計画している。

パワーチップ董事長黄崇仁氏は次のとおりコメントした。「タタ・サンズ・グループはインド最大かつ国際的に有名な優良企業であり、インドは世界の人口大国と巨大な内需市場を持っているだけでなく、世界のサプライチェーンが再編され、半導体業界のレジリエンスを強化しているこの重要な瞬間において、パワーチップとタタ・サンズ・グループの提携はこの追い風に乗っていると言える。」

新工場の計画について、Tata Electronics の最高経営責任者（CEO）Randhir Thakur 氏は次のように述べた。「パワーチップとの提携を通じて、Tata Electronics は技術範囲を拡大し、且つ量産に向けた提携関係の構築を確立することにより、メイド・イン・インドを実現でき、海外の顧客に対応するサプライチェーンのレジリエンス強化戦略で、急速に成長するインドの現地市場のニーズを満たすものである。」（2024 年 2 月）

J240319Y5

02 聯発科（MediaTek）が輝達（NVIDIA）と提携、Dimensity Auto Cockpit チップセットを公開

MediaTek は 2024 年 3 月 19 日に開催された NVIDIA GTC において、CX-1、CY-1、CM-1 及び CV-1 など、AI と組み合わせた一連の新しい Dimensity Auto Cockpit SoC を発表した。この四つのチップはすべて NVIDIA DRIVE OS ソフトウェアをサポートしているため、自動車メーカーも Dimensity Auto Cockpit プラットフォームを通して、プレミアム（CX-1）からエントリーレベル（CV-1）まで幅広い市場セグメントをカバーできるので、優れた AI インキャビン体験を次世代のインテリジェント車両にもたらしることができる。

MediaTek によると、Dimensity Auto Cockpit チップセットは最先端の

ARMv9-A 構造を統合し、NVIDIA の次世代 GPU アクセラレーテッド AI コンピューティング及び NVIDIA RTX グラフィックステクノロジーでディープリーニング機能をサポートし、車内で直接大規模言語モデル (LLM) を実行し、チャットボット、豊富なマルチディスプレイ、ドライバーの注意喚起検出等 AI ベースの安全及びエンターテイメント アプリケーションを提供するという。さらに、Dimensity Auto Cockpit プラットフォームには、最新の車両安全基準に準拠したハードウェア レベルの安全機能も組み込まれており、ユーザーデータをより一層保護するものになっている。

MediaTek の CCM ビジネスグループのコーポレートシニアバイスプレジデント兼ゼネラルマネージャーである游人傑氏は、生成 AI が自動車業界を変えつつあると述べた。Dimensity Auto Cockpit ソリューションが、拡張しやすいソフトウェア及びハードウェアプラットフォームを提供することで、自動車メーカーは AI 機能を自社のラインナップ全体に簡単に導入でき、これは自動車業界に新しい AI キャビン エンターテイメント エクスペリエンスをもたらすものである。

Dimensity Auto Cockpit は車内のエンターテイメントを次のレベルに引き上げ、NVIDIA RTX GPU を統合し、レイトレーシング技術をサポートし、ゲームにリアルなビジュアルと照明効果をもたらすことになる。

さらに、Dimensity Auto Cockpit プラットフォームは最新のコネクティビティとメモリ技術をサポートしているため、異なる乗客が異なるディスプレイでシームレスにストリーミングでき、ビデオ通信の時に AI 技術を通して即時の視線補正や音声エンハンスメントなどのハイエンド機能を利用することができる。(2024 年 3 月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 営業秘密

■ 判決分類：営業秘密

1 元会社の営業秘密の技術を現職会社の特許出願の関連文書として使用して元会社の営業秘密を侵害した。

■ ハイライト

原告の頤邦会社が Chip on Film (以下、COF と称す) を生産する欣宝公司を合併した。被告李○、黄○雪、蔡○元々はいずれも欣宝公司の部長職レベル以上の上層幹部であったが、欣宝公司の競合会社である易華公司に次々と転職し、上層幹部に就任した。また、蔡○が欣宝公司の在職中にその職務で制作した技術文書 A、C を易華公司に持ち込み、さらにそれを基に特許を出願したことによって、頤邦公司の営業秘密の技術が特許査定により公開され、秘密性を喪失した。

頤邦公司は、蔡○を相手取って訴えを提起し、蔡○の上記の行為が頤邦公司の営業秘密を侵害したと主張し、法により蔡○に損害賠償を請求するとともに、李○、黄○雪も蔡○の上司であり、上記の状況を知っていたのにもかかわらず、

やはり蔡○の特許出願を許可したことで、頤邦公司の営業秘密が公開されたので、共同で侵害責任を取らなければならないと主張した。

被告らは、技術文書 A、C には秘密性、経済的価値がないと抗弁し、且つ欣宝公司が合理的な秘密保持措置を講じていなかったため、技術文書 A は営業秘密に該当しないと主張した。

本事件は双方の協議を経て、「営業秘密及び侵害の認定」について中間判決を下すことができ、知的財産及び商事裁判所が審理したところでも、この部分は裁判をすることができる程度に至っていると判断したため、李○、黄○雪、蔡○は共同で頤邦公司の営業秘密を侵害したと認定する中間判決を下した。裁判所の見解は下記の通りである。

一、技術文書 A、C は頤邦公司が所有する営業秘密である。

技術文書 A、C は、被告蔡○が欣宝公司の在職中に制作したものである。一方、頤邦公司は、頤邦、欣宝両社の合併後の存続会社であり、欣宝公司のすべての資産及び権利、義務を引き継いだため、技術文書 A、C は頤邦公司が所有するものである。また、技術文書 A、C に記載の情報は「秘密性」、「経済的価値」があり、且つ欣宝公司が既に「合理的な秘密保持措置」を講じたため、技術文書 A、C は営業秘密である。

二、侵害の認定について

特許における一部の請求項と、技術文書 A に記載の一部の情報は、実質的な同一を構成している。被告蔡○が技術文書 A、C の電子ファイルを無断で複製し、またそれを基に上記の技術内容と事実上同一の特許請求の範囲を出願したのは、営業秘密法第 10 条第 1 項第 4 号規定で規定されている営業秘密の侵害の状況に該当する。被告李○、黄○雪は易華公司に就職した後、蔡○の上級管理者であるため、蔡○が特許を出願する行為が、技術文書 A を公開して秘密性を失わせるものであることを主観的に知っていたにもかかわらず、やはり当該特許出願を許可したことは、故意に該当する。したがって、李○、黄○雪の行為と蔡○の侵害行為は、いずれも頤邦公司の損害の共同原因であり、当然共同不法行為が成立するはずである。

II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所民事中間判決

【裁判番号】108 年度〔2019 年度〕民專訴字第 101 号

【裁判期日】2023 年 2 月 24 日

【裁判事由】特許権の確認等（労働）

原告 頤邦科技股份有限公司

法定代理人 吳○

被告 易華電子股份有限公司

兼

上記の法定代理人 黄○能

被告 李○、黄○雪、蔡○、夏○、林○

上記当事者間における特許権の確認請求等の事件は、本裁判所で 2022 年 12 月 23 日に営業秘密及び侵害認定の部分について、口頭弁論が終結したため、

下記の通りの中間判決を下す。

主文

付表二番号 1-1 から 1-3、3 の技術内容欄の記載は、原告所有の営業秘密である。

付表一番号 1 に記載の被告李○、黄○雪、蔡○が行った特許出願は、付表二番号 1-2 の技術内容欄に記載の原告所有の営業秘密を共同で侵害した。

付表一番号 2 に記載の被告李○、黄○雪、蔡○が行った特許出願は、付表二番号 1-3 の技術内容欄の原告所有の営業秘密を共同で侵害した。

付表一番号 5 に記載の被告李○、黄○雪、蔡○が行った特許出願は、付表二番号 3 の技術内容欄の原告所有の営業秘密を共同で侵害した。

事実及び理由

壹、手続きについて

一、各種の独立した攻撃又は防御の方法が、裁判をすることができる程度に至った際に、裁判所が中間判決を下すことができることは、民事訴訟法第 383 条第 1 項で明文で規定されている。また、知的財産の侵害に関する民事訴訟について、その損害額の審理を、侵害が成立するかに関する口頭弁論が終結した後に行われなければならないことも、知的財産案件審理細則第 35 条本文で明文で規定されている。本裁判所は、双方による中間判決、即ち営業秘密及び侵害の認定の部分についての協議が、裁判をすることができる程度に至っていると判断したので、本中間判決を下す。

二、原告が本裁判所 2016 年度民営訴字第 12 号民事訴訟、台湾高雄地方裁判所 2019 年度智訴字第 2 号刑事付帯民事訴訟の二つの事件において、「被告易華会社が悪意でヘッドハンティングし、被告李○らが不正な方法で原告の営業秘密を入手し、また原告によるエッチング加工技術の完全な易華公司への移転により、易華会社が 2104 年にエッチングの生産ラインを再開して COF 製品を生産できるようにしたが、それが正常な取引秩序に影響を与え、原告の COF 出荷量を減少させ、損害をもたらした」と主張したことと、本事件の訴訟における「被告李○らが 2018、2019 年に原告の営業秘密の内容を特許甲から己の出願に使用したことにより、その営業秘密が公開されたので、この漏洩行為は原告に侵害をもたらし」との原告の主張は、その両者の侵害時期、侵害行為及び原告が主張している損害を受けた範囲がいずれも異なり、訴訟物も完全には同一ではないので、同一の事件ではなく、自ずと原告は本事件の訴訟を提起することができるので、同一の事件をさらに請求するものではない。

貳、実体部分について

一、原告の主張

(一) 欣宝公司是 COF を生産する製造メーカーであり、2014 年 8 月 1 日に原告と合併した後、原告がその存続会社となり、欣宝公司に所属する営業秘密である「付表二番号 1 から 4 に記載の技術文書 A から D」を含むすべての資産及び権利義務を引き継いだ。一方、被告易華公司も COF を生産する製造メーカーであり、原告との間に直接的な競争関係がある。

(二) 原告は 2019 年 8 月から、被告易華公司が出願し、且つ知的財産局によ

り査定された特許甲から己の内、特許甲、乙、丙の技術特徴が、付表二番号 1-1 から 1-4 の技術内容欄に記載の原告所有の技術文書 A と同一であること、また特許丁、戊、己の技術特徴が、付表二番号 2 から 4 の技術内容欄に記載の原告所有の技術文書 B、C、D と同一であることを次々と発見した。

(三) 原告の請求

1. 原告が特許甲から己の共同出願権者であることを確認する。
2. 被告らは、原告に X 万台湾ドルを連帯して支払わなければならない、及びいずれも 2019 年 12 月 12 日から弁済日まで、年利 5 パーセントで計算した利息を支払わなければならない。もし上記の内、一人の被告が既に支払った場合、他の被告はその支払い範囲内で支払い義務が免除される。

二、被告の主張

(一) 技術文書 A から D はいずれも営業秘密に該当しない。たとえ技術文書 A から D が営業秘密であり、且つ李○、黄○雪、蔡○、夏○及び林○が技術文書 A から D に接触したことがある又はそれを被告易華公司に持ち込んだと認定されたとしても、当該技術文書の内容は既に公開されていて秘密性がないので、特許甲から己の出願行為を以て、技術文書 A から D が公開されたから損害を受けたと原告が主張することはできない。

(二) 被告の請求

1. 原告の訴え及び仮執行の申立てをいずれも棄却する。
2. もし不利な判決を受けた場合、担保を供することができるので、仮執行免除の宣告を請求する。
3. 訴訟費用は原告の負担とする。

三、双方当事者が争わない事項

(一) 被告李○、黄○雪元々はそれぞれ欣宝公司の総経理と副総経理であり、2013 年半ばに退職した後、2014 年 7 月 1 日に被告易華公司に招聘され、それぞれ総経理と副総経理に就任した。被告蔡○、夏○、林○は元々はいずれも欣宝公司の上層幹部であり、2013 年末に退職した後、2014 年 4 月 1 日に被告易華公司に赴任した。

(二) 被告易華公司は、2018 年から 2019 年の間に次々と知的財産局に特許出願をしており、また査定されて特許甲から己の特許権を取得した。被告蔡○、夏○、林○はそれぞれ特許甲から己の発明者又は創作者である。

四、本裁判所が心証を得た理由

(一) 付表二番号 1-1 から 1-3、3 の技術内容欄に記載の技術文書 A、C は原告が所有する営業秘密である。

1. いわゆる「秘密性」は、「業界の基準」によるものであり、即ち、「一般大衆」が知らないものでなければならないほか、「関連専門分野の者」も知悉していなくて始めて「秘密性」の要件を満たす。この要件は自ずと営業秘密の所有者が挙証責任を負わなければならないので、もし所有者が既に挙証責任を果たしたにもかかわらず、相手方がやはり前記事実を認めない場合、自ずと相手方はこの自らに有利な事実、即ち当該情報が「既に当該情報にかかわる者に知られていた」ことについて、挙証責任を負わなければならない。
2. いわゆる「経済的価値」とは、ある情報が時間、労力、コストの投入を経

て得られたものであり、使用上、他の情報に従属する必要がなく、独立して存在するものを指し、また、それに伴った有形の金銭的収入のほか、市場シェア、研究・開発の能力、業界をリードした時間等の経済的利益又は競争の優位性もやはり含まれる。他人による無断入手、使用又は漏洩は、秘密の所有者の経済的利益の損失又は競争の優位性の減少を招くに足るものである（最高裁判所107年度〔2018年度〕台上字第2950号刑事判決）。経済的価値には、実際の経済的価値が含まれるのみならず、潜在的な経済的価値も含まれるので、もし他の競争者の営業秘密の入手により学習時間又は錯誤の減少ができ、試行錯誤のコストが削減できるならば、やはり潜在的な経済的価値がある。

3. いわゆる「合理的な秘密保持措置」は、秘密の所有者に主観的にそれを保護する意思があり、且つ客観的に秘密保持のために積極的な行為があり、当該情報を秘密として守る意思を有する姿勢を見せることを指す。所有者が講じる秘密保持措置は「有効」でなければならず、そうして始めてその情報の秘密性を維持することができる。ただし、「一滴の水も漏らさない」程度に達する必要までは求められておらず、所有者がそのマンパワー、財力に基づき、またその情報の性質により、社会において通常考えられる方法又は技術を以て、当該専門分野の者に知悉されていない情報を簡単に任意に接触されない方法で管理して秘密保持の目的を達成することができるのであれば、「合理的な秘密保持措置」の要求を満たしている。例えば、当該営業秘密を取扱う者に対する内部統制、文書における「機密」又は「閲覧禁止」等の目印の表示、営業秘密の資料についての施錠、パスワードの設定、セキュリティ対策の徹底（例えば、訪問者が機密文書保管所に近づくことを制限する）等を総合的に判断する。

4. 調べたところ、付表二番号1-4、2、4の技術内容欄に記載の技術文書A、B、Dは、「秘密性」がないため、自ずと営業秘密に該当しない。一方、付表二番号1-1から1-3、3の技術内容欄に記載の技術文書A、Cは、「秘密性」、「経済的価値」があり、及び「合理的な秘密保持措置」も講じていたので、自ずと原告所有の営業秘密に該当する。

（二）被告が提示した証拠を総合的に見て、特許甲から己の特許請求の範囲に記載された技術特徴、即ち解決しようとする問題又は達成効果の構想、及び当該構想を達成するための技術手段は、名義上の特許権者、登記発明者又は創作者が発想したものであるかを判断すると、特許甲請求項13、特許乙請求項1、特許戊請求項1は、それぞれ付表二番号1-2、1-3の技術内容欄に記載の技術文書A、付表二番号3の技術内容欄に記載の技術文書Cと実質的に同一を構成し、且つ前記技術内容から派生して獲得したものであると認定すべきである。したがって、李○、黄○雪、蔡○、夏○、林○が原告の同意又は許諾を得ずに原告に帰属する「付表二番号1-2、1-3の技術内容欄に記載の技術文書A」、「付表二番号3の技術内容欄に記載の技術文書C」の情報を、特許甲、乙、戊として出願する方法で公衆に公開したことは、自ずと原告の営業秘密侵害に該当する。

（三）一方、被告「黄○能」の部分について、原告は以下の通り主張した。被告黄○能は易華公司の代表者であり、彼は遅くとも2016年8月25日に検察・調査機関による搜索と押収の後に既には被告李○が無断で原告の営業秘密の複製にかかわったことを知悉したにもかかわらず、やはり被告李○らがそれを

易華公司の名義で特許出願することに同意して授権し、さらに公開の方法で実質的な技術内容を漏洩したことで、営業秘密法第 10 条第 1 項第 2 号で定める営業秘密の侵害に該当する云々。しかし、原告が提出した台湾高雄地方檢察署宛の起訴状によると、被告「黄○能」は当該案件の被告人ではなく、且つ捜査非公開の原則に基づけば、同人が 2016 年 8 月 25 日に檢察・調査機関による捜索と押収の際、被告李○らが無断で複製した原告の営業秘密が何であるかを知悉することができるか、さらには当該営業秘密の技術内容を確認することができるかについては、実に疑わしい。なおまた、被告易華公司是確かに 2018、2019 年に係争特許甲から己を出願した行為があるが、上述の特許甲、乙、戊の「一部の請求項」が確かに原告の技術文書 A、C の付表の技術内容欄に記載の「一部の情報」と実質的に同一である状況を除き、他の部分の請求項はいずれも被告易華公司自らの技術又は公開の情報を通じた出願であったので、被告「黄○能」が主観上被告易華公司の特許甲から己を出願することができると考えていたことについても、辻褄に合わないと認めることが困難であり、したがって同人に故意又は過失で原告の営業秘密を侵害した事情があると認定することはできない。よって、被告「黄○能」は被告李○らと連帯で損害賠償の責任を負わなければならないという原告の主張は、根拠がないものである。

(四) 法人はその取締役又はその他代表権を有する者が職務の執行によって他人に加えた損害に対し、その行為者と連帯して損害賠償の責任を負わなければならないと、民法第 28 条に明文で規定されている。いわゆる職務の執行とは、外観上は機関の職務行為、社会通念上は職務行為と適切な関係性のある行為であると考えるに足りるすべてのものが、これに該当する。したがって、職務上の機会、及び職務執行の時間又は場所と密接な関係のある行為を利用することで、客観上職務執行と関係があつて他人の権利を不正に侵害したと十分に認められるものも、自己の利益のための違法行為に該当するので、「職務の執行」に含まれる（最高裁判所 107 年度〔2018 年度〕台上字第 33 号判決参照）。調べたところ、被告李○は被告易華公司の総経理であり、易華公司の実際の運営の執行及びその責任を負い、当該公司内部の最高経営責任者であり、対外的に当該公司の代表権を有する者に該当すると考えられる。被告李○が被告易華公司の名義で特許甲、乙、戊を出願取得したことは、総経理の立場で職務執行の際に行つたことなので、当該行為が付表二番号 1-2 から 1-3、3 に記載の技術内容の通りである原告所有の技術文書 A、C を侵害した以上、被告易華公司是当然のことながら被告李○が賠償しなければならない金額について、民法第 28 条における侵害賠償の法人連帯責任を負わなければならない。

(五) 他方、被告易華公司が民法第 28 条の規定により被告「黄○能」、黄○雪と連帯して損害賠償を負わなければならないこと、及び被告易華公司が公司法第 23 条第 2 項の規定により被告「黄○能」、李○、黄○雪と連帯して損害賠償を負わなければならないという原告による主張の部分について、原告は、原告の権利に対して被告「黄○能」にどのような不正侵害の行為があつたのかに関して挙証して証明しておらず、何故被告黄○雪が会社の董事又は他の代表権のある者に該当するかの事実も説明しておらず、又は関連証拠も提示していない。さらに原告は、本事件の共同侵害者は特許甲から己に記載の発明者又は創作者及び被告「黄○能」、李○、黄○雪であると述べているが、被告易華公

司が本事件の共同侵害者ではない以上、被告「黄〇能」、李〇、黄〇雪も公司法第 23 条第 2 項によりそれと連帯することはありえず、同主張は当該条項の構成要件を満たしていない。したがって、この部分についての原告の主張はいずれも採用することができない。

五、以上を総じると、付表二番号 1-1 から 1-3、3 の技術内容欄に記載の技術文書 A、C は、原告所有の営業秘密である。被告李〇、黄〇雪、蔡〇は特許甲、乙を出願して共同で、それぞれ付表二番号 1-2 から 1-3 の技術内容欄に記載の技術文書 A に関する原告の営業秘密を侵害した。被告李〇、黄〇雪、蔡〇、夏〇、林〇は特許戊を出願して共同で、付表二番号 3 の技術内容欄に記載の技術文書 C に関する原告の営業秘密を侵害した。本件訴訟における原告の訴えについては、上記の判断を前提としてさらに審理を続ける必要があるので、主文の通り、先に中間判決を下す。

2023 年 2 月 24 日

知的財産第三法廷裁判官潘曉玫

上記の正本は原本に基づいて作成されたものである。独立して控訴してはならない。

書記官李建毅

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾 10409 台北市南京東路二段 125 号

偉成大樓 7 階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿 2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供: TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.